



子育て満足度日本一を目指して

# 大分県社会的養育推進計画



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止する  
というメッセージが  
込められています。

令和 2 年 3 月

大 分 県



# 目 次

計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 大分県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像・・・・・・・・	2
2 当事者である子どもの権利擁護に関する取組（意見聴取・アドボカシー）・・・・	5
3 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・	9
4 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み・・・・・・・・・・・・	13
5 里親等への委託の推進に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
6 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための・・・・・・・・・・	31
支援体制の構築に向けた取組	
7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組・・・	34
8 一時保護改革・・	38
9 社会的養護自立支援の推進に関する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
10 児童相談所の強化等に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44



# 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

2016 (H28) 年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 63 号)により児童福祉法が抜本的に改正されました。この改正では、昭和 22 年の制定時から変わることのなかった理念規定が見直され、子どもが権利の主体であることが位置づけられるとともに、国・地方公共団体の責務として、まずは、子どもが家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援し、家庭における養育が適当でない場合は、子どもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう必要な措置を講じ、子どもを家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう必要な措置を講じる「家庭養育優先原則」が明記されました。この改正児童福祉法の理念を具体化するため、2017 (H29) 年 8 月に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、今後の、社会による家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられ、国は、改正児童福祉法等を受けて、都道府県が新たに計画を策定することを求め、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」(平成 30 年 7 月 6 日付け子発 0706 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知)を定めました。また、2019 (R1) 年度、児童虐待防止対策の強化を図るため、子どもの権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の措置を講ずることを趣旨とする「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第 46 号)が成立し、児童福祉法等が改正されました。

このような状況の中、大分県では、改正児童福祉法等や「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」を踏まえ、「新しい社会的養育ビジョン」に掲げられた家庭で生活する子どもへの支援の構築等の取組を通じて、「家庭養育優先原則」に基づく養育支援の徹底等を図り、子どもの最善の利益を最優先に考慮した子どもの健全育成や権利保障を実現するため、2015 (H27) 年 3 月に策定した「大分県家庭的養護推進計画」を全面的に見直し、新たに「大分県社会的養育推進計画」を策定しました。

計画の策定に当たっては、当事者の意見を反映させるため、社会的養育経験者の参画を得て、社会的養育推進計画策定準備委員会及び社会的養育推進計画策定委員会で検討を重ねるとともに、パブリックコメントでは、当事者である子どもたちから多くの意見をいただきました。

## 2 計画の性格

この計画は、「おおいた子ども・子育て応援プラン(第 4 期計画)」の部門計画の性格を有します。

## 3 計画の期間

この計画は、2020 (R2) 年度から 2029 (R11) 年度までの 10 年間を計画期間とします。

2020 (R2) 年度から 2024 (R6) 年度を前期、2025 (R7) 年度から 2029 (R11) 年度を後期とし、2024 (R6) 年度末及び各期の中間年を目安として進捗状況の検証を行い、その結果を踏まえ、必要な場合には計画の見直しを行って取組の促進を図るものとします。

# 1 大分県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

児童福祉法第2条は、「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」と、国民の児童育成の責務を規定しています。

本計画は、本県において、県や市町村、児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホーム等の関係者はもとより、すべての県民が、在宅での支援から、乳児院や児童養護施設、里親、ファミリーホームにおける家庭に代わる養育（以下、本計画において「代替養育」という。）での支援や自立支援まで、子どもの権利擁護や家庭養育優先原則等について、協力連携のもとに一体的かつ全体的な視点を持って着実に取組を進めることを目的としています。

子どもの権利擁護について、「2 当事者である子どもの権利擁護に関する取組」においては、代替養育や一時保護中の子どもの意見表明権や知る権利等を保障するための取組を、「8 一時保護改革」においては、一時保護中の子どもの権利保障についての取組を、「6 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組」においては、子どもの出自を知る権利の保障のための取組を定め、また、「3 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組」では、在宅支援においても子どもの権利や子どものニーズを優先したソーシャルワークが必要であることを掲げ、子どもの関係者が、どの支援段階においても子どもの権利擁護を念頭に取組を推進することとしました。

また、家庭養育優先原則について、「3 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組」においては、市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進や弾力的運用等による在宅支援の充実を図ることを目標とするとともに、「4 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み」で推計した代替養育を必要とする子どものうち、特別養子縁組が必要な子どもについては、「6 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組」に基づき特別養子縁組を推進し、特別養子縁組の対象とならない子どもについては、「5 里親等への委託の推進に向けた取組」に基づき里親やファミリーホームへの委託を推進することとしました。また、児童養護施設や乳児院については、「7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」において、良好な家庭的環境を整備するための目標を掲げ、さらなる小規模化・地域分散化を進めるとともに、高機能化による高度専門的なケア環境の整備や多機能化・機能転換による在宅支援等の充実を図ることとし、併せて、母子を分離せずに支援できる母子生活支援施設の活用を推進していくこととしました。

さらに、「9 社会的養護自立支援の推進に関する取組」では、代替養育から自立する子どものアフターケアの充実のための取組を、「10 児童相談所の強化等に関する事項」では、子どもの権利擁護や家庭養育優先原則の徹底に重要な役割を担う児童相談所の体制整備等について定め、推進していくこととしました。

なお、本計画の各項目は密接に関連するものとなっており、目標指標については、各項目に関するものだけでなく、エリアからみる目標についても設定しました。

(1) 大分県社会的養育推進計画（目標指標）

項目	基準値 2019 (R1) 年度	前期目標値 2024 (R6) 年度	後期目標値 2029 (R11) 年度
1. 子どもの権利 擁護		アンケート 100% 訪問面接 100% 育てノート 100% 育ちアルバム 100%	アンケート 100% 訪問面接 100% 育てノート 100% 育ちアルバム 100%
2. 子ども家庭総合 支援拠点設置	4 市町村	18 市町村	18 市町村
3. 在宅支援率		毎年度対前年度比 で増加	毎年度対前年度比 で増加
4. フォスタリング 機関	児童相談所(1 箇所)	児童相談所(1 箇所) + 民間機関	児童相談所(1 箇所) + 民間機関
5. 里親等委託率	(2018 (H30) 年度) 全 体 : 33.1% 3 歳未満 : 51.5% 就 学 前 : 44.3% 学 童 期 : 28.9%	全 体 : 38% 3 歳未満 : 75% 就 学 前 : 50% 学 童 期 : 31%	全 体 : 40%~ 3 歳未満 : 75%~ 就 学 前 : 50~75% 学 童 期 : 35~50%
6. 里親登録数	(2018 (H30) 年度) 180 組	230 組	280 組
7. 特別養子縁組 成立件数	(2018 (H30) 年度) 3 件	10 件	10 件
8. 小規模化・地域 分散化数	(2018 (H30) 年度) 11 箇所	14 箇所	14 箇所
9. 本園型小規模 グループケア数	(2018 (H30) 年度) 30 箇所 大舎制6 箇所	40 箇所 大舎制0 箇所	40 箇所 大舎制0 箇所
10. 一時保護専用 施設数	1 箇所	3 箇所	5 箇所
11. 継続支援計画に 基づくアットホーム率		100%	100%
12. 施設等退所後の 就労・進学率		半年後 : 90% 1 年後 : 85% 3 年後 : 75%	半年後 : 95% 1 年後 : 90% 3 年後 : 80%
13. 児童相談所の 体制整備	児童福祉司 : 35 人 指導教育担当 児童福祉司 : 6 人 児童心理司 : 17 人	配置基準以上  配置基準以上 配置基準以上	配置基準以上  配置基準以上 配置基準以上

## (2) エリアからみる目標指標

エリア	目標指標
県レベル	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 代替養育を対象に児童福祉審議会を活用したアドボカシーシステム</li><li>・ 児童相談所第三者評価機関（事業）</li></ul>
中間圏域（県北・県中央・県南）レベル	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 児童相談所（中央、中津）</li><li>・ 児童家庭支援センター（県南等への設置）</li><li>・ フォスタリング機関（児童相談所＋民間機関）</li></ul>
市町村（18市町村）レベル	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 子ども家庭総合支援拠点</li><li>・ ファミリーホーム（市町村レベルに1か所＋子どもの数が多い市町村には複数設置）</li></ul>
地区（小学校区）レベル	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 里親（複数登録）</li><li>・ 子育て支援員</li></ul>



## 2 当事者である子どもの権利擁護に関する取組（意見聴取・アドボカシー）

### □現状と課題

- ・2016（H28）年の児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であることが明記されました。子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約「児童の権利に関する条約」（以下「子どもの権利条約」という。）（注1）の精神にのっとり、すべての子どもは適切に養育されることなどが保障される権利を有することが規定されました。「子どもの権利条約」で定められた権利のひとつに、「自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利」（第12条）があり、また「児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。」（同条）と規定されています。このため、社会的養育中の子どもに対し、前述の意見表明権を保障するための取組を進めることが必要です。なお、2019（R1）年6月には、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、その附則において「政府は、この法律の施行後2年を目途として、児童の保護及び支援に当たって、児童の意見を聴く機会及び児童が自ら意見を述べることができる機会の確保、当該機会における児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定され、子どもの意見表明を支援する仕組みに関し、今後国が必要な措置を講ずることになっています。
- ・施設や里親家庭での生活が、子ども自身の権利を保障し、安心・安全なものとなるよう、県は、被措置児童等虐待など子どもの権利侵害の予防・防止に取り組むとともに、権利侵害が発生した際には、適切な対応を速やかに行うことで、子どもの権利擁護に対する責務を果たすことが必要です。

### □これからの基本方向

- （1）子どもの意見表明権の保障及び子どもの意見表明を支援する仕組みの構築
- （2）子どもの知る権利の保障
- （3）子どもの権利に配慮した支援
- （4）被措置児童等虐待等の予防及び早期発見とその対応

### □主な取組

- （1）子どもの意見表明権の保障及び子どもの意見表明を支援する仕組みの構築
- ・子どもが自身の権利に対する理解を深めることができるよう、「子どもの権利ノート」（注2）の内容を見直し、利用の仕方と合わせて定期的に子どもに説明を行います。なお、「子どもの権利ノート」の内容を見直すため、当事者である子ども（代替養育経験者を含む）や弁護士等を委員とする検討委員会（以下「子どもの権利擁護検討委員会」という。）を設

置します。

- ・施設では、施設内の子ども会の設置や意見箱の運用、苦情解決の仕組み、わかりやすい掲示等により、子どもが意見を表明しやすい環境を整えるとともに、第三者の効果的な活用により、子どもの意見を確実に捉える取組を進めます。
  - ・児童相談所は、定期的（半年～1年に1回以上）かつ状況の変化や担当者の変更など必要に応じて、施設、里親への訪問調査や、児童福祉司、児童心理司による児童面接を実施し、子どもから直接意見を聞く機会を確保します。
  - ・代替養育中の子どもに対して定期的にアンケートを実施します。
  - ・子どもの意見表明（児童相談所の措置等に対する不服（措置等されなかった場合を含む） / 施設入所中、里親委託中における生活上の不満・問題 / 在宅指導中における児童相談所への支援に対する不満・問題 / 一時保護中の不満・問題）を受け止めるため、意見表明支援員や子どもの権利擁護調査員の配置、児童福祉審議会（※）を活用して審議を臨時に行える体制の構築等、2019（H31）年3月に国が策定した「児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護対応ガイドライン」を踏まえ取組の充実を図ります。
- ※大分県では「大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会」（以下「児童相談部会」という。）
- ・2019（R1）年6月に公布された「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」附則に基づき国が講じる措置を踏まえ、新たに設置する子どもの権利擁護検討委員会において子どもの意見を聴く機会の確保など必要な仕組みを検討し、その準備を行います。

## （2）子どもの知る権利の保障

- ・児童相談所は代替養育を担う関係者との連携のもとに、代替養育を受けることになった理由、実親や保護される前の保護者について、また、新たな養育環境の必要性について、子どもに対し、その子どもの年齢等に応じ、わかりやすく説明を行います。特に、代替養育に関する措置とその変更時及び措置継続の際には定期的（半年～1年に1回以上）かつ必要に応じて、理由や見通しを含め、丁寧な説明を行います。
- ・子ども一人ひとりのつながりのある育ちを保障するため、養育者がその子どもの胎児期からのライフヒストリーを綴るために作成した「育てノート」や、子どもが育ちの過程をいつでも振り返ることができ、子ども自身の発達の段階に応じ、子どもが主体となって養育者とともに作成し、子どもに渡す「育ちアルバム」等の整備を進めます。
- ・代替養育中の子どもや養子縁組が成立した子どもについては、施設や里親が、児童相談所と協働して、ライフストーリーワーク（注3）を実施できるよう取り組みます。

## （3）子どもの権利に配慮した支援

- ・子どもが年齢に応じた自己決定等の権利行使が適切に行えるよう、施設職員や里親、児童

相談所、市町村職員を対象として、子どもの権利擁護に関する研修（例：子どもの権利ノートの内容・活用の十分な理解等）を実施します。特に、施設職員や里親に対しては、自らが子どもの声を代弁する役割も担っていることの認識を深めることを含め、権利擁護に関する理解促進と養育力向上を図る研修を実施します。

- ・施設への入所や里親等への委託にあたり、きょうだいがいる場合は、きょうだいと同じ場所で一緒に生活することができるよう配慮します。

#### （４）被措置児童等虐待等の予防及び早期発見とその対応

- ・被措置児童等虐待が疑われる場合には、「大分県被措置児童等虐待対応マニュアル」に基づき児童相談部に報告し、必要に応じ、医療や法律、児童福祉などの分野で専門性を有する当該部会において、当事者（子どもや養育者）からの意見聴取や調査を実施し、課題や問題点の検証を行い再発防止を図ります。
- ・児童間暴力を防止するため、施設職員や里親は、日々の支援の中で子どもが自分の権利を守ることができるよう、子どもへの教育に取り組みます。また、アンケート等により児童間暴力を把握した場合は、必要に応じて児童相談所が施設等と連携して再発防止策を講じます。

### □目標指標

#### 指標名① 代替養育中の子どもを対象としたアンケート調査の実施

前期目標値 2024（R 6）年度 100%

後期目標値 2029（R11）年度 100%

#### 指標名② 代替養育中の子どもの意見を聴くための訪問調査の実施

前期目標値 2024（R 6）年度 100%

後期目標値 2029（R11）年度 100%

#### 指標名③ 「育てノート」「育ちアルバム」の整備

前期目標値 2024（R 6）年度 100%

後期目標値 2029（R11）年度 100%

#### 注1 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

18歳未満の子どもを権利の主体と位置づけ、大人と同様一人の人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めている。子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定している。

1989（H1）年の第44回国連総会において採択され、1990（H2）年に発効、日本は1994

(H6) 年に批准した。

## 注2 子どもの権利ノート

子どもが意見を表明しやすい仕組みづくりの一環として、自分の権利を認識し、必要な意見を表明する等、権利を行使できることを記したもの。「子どもの権利ノート」では、自らの権利と同様に他人の権利を守るためには、ルールが必要であることも示している。

県では「子どもの権利ノート」を児童養護施設に入所する6歳以上の全児童に対して入所時に渡し、子どもの年齢や理解力に応じた説明を行っている。

また、「子どもの権利ノート」には意見等の表明ができるよう届出はがきを添付しており、苦情解決や被措置児童等虐待の早期発見に役立っている。

## 注3 ライフストーリーワーク

代替養育のもとにある子どもに対し、出自や生き立ち、離れて暮らす家族の状況、家族と離れて暮らさなければならなかった理由等を子どもと一緒に振り返り、確認する取組。児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設の運営指針では、子どもの発達に応じ出自や生き立ち、家族の状況について適切に知らせていくこととされている。

また、「里親及びファミリーホーム養育指針」には、ライフストーリーワーク等を通して、子どもの生き立ちや子どもの思いを記録にまとめることが、子どもが自分自身を大切に、誇りを持って成長するために有効であると示されている。

### 3 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

#### □現状と課題

- ・2016（H28）年の児童福祉法改正では、子どもが権利の主体であることを明確にするとともに、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とあわせて、家庭養育優先の原則を規定しました。社会的養育の対象はすべての子どもであり、その胎児期から自立まで、子どもの権利、子どものニーズを優先し、家庭のニーズも考慮して支援するためには、身近な市町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実が必要です。
- ・また、地域の変化、家族の変化により、家庭の閉鎖性が高まり、虐待相談対応件数は増加の一途をたどる中、市町村の支援体制の強化は、虐待予防や早期対応という観点からも重要であり、子どもへの直接支援サービスや親子入所機能の創設など支援メニューを充実させることにより親子を分離しないケアの充実を図り、在宅の子どもに対して確実に支援を届けられる仕組みが必要です。社会的養育における在宅支援と代替養育の連続性を考慮した場合にも、普段は実家庭で生活しながら、定期的に子どもが代替養育の場で生活し、親子関係再構築の一助とする等、できるだけ家庭生活を可能にする柔軟な制度運用を含め、多様な子どもの養育支援モデルの構築が重要です。
- ・市町村の支援体制として、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談や支援を行う子育て世代包括支援センターや、管内に所在するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に必要な支援を行う市町村子ども家庭総合支援拠点の設置が求められています。現在、県内では7市に子育て世代包括支援センターが、4市に市町村子ども家庭総合支援拠点が設置されており、今後、子育て世代包括支援センターは2020（R2）年度末まで、市町村子ども家庭総合支援拠点は2022（R4）年度末までにすべての市町村で設置することを目指しています。
- ・要保護児童等への適切な保護又は支援を目的とする要保護児童対策地域協議会は県内すべての市町村に設置され、調整担当職員として専門職を配置し、警察、教育委員会、保健機関、医療機関、児童相談所等の関係機関が連携して、虐待等への対応を行っています。
- ・児童相談所の補完的役割を果たす拠点として制度化された「児童家庭支援センター」は、県内3か所で運営されており、地域の家庭への相談支援業務、市町村が実施する子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）や児童相談所の一時保護委託による子どもの受入れ等に加え、児童相談所の委託による在宅指導も行っています。また、里親レスパイトケア事業により里親委託中の子どもの受入れを行っている児童家庭支援センターもあります。
- ・児童家庭支援センターは、現在、大分市、別府市、中津市にあります。児童家庭支援センターの未設置の地域の体制整備が今後の課題です。

## □これからの基本方向

- (1) 市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進
- (2) 要保護児童対策地域協議会の活用
- (3) 職員の人材育成支援
- (4) 民間を含めた地域資源の充実
- (5) 子育て支援事業の柔軟な運用

## □主な取組

### (1) 市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進

- ・例えば、「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置に向けて スタートアップマニュアル」(厚生労働省平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)等を活用し、市町村実務担当者連絡会議において引き続き制度の説明等を行うとともに、個別の相談にも対応するなど子ども家庭総合支援拠点未設置の市町村に対して、立ち上げを促します。
- ・児童養護施設等の多機能化による家庭のニーズに応じたショートステイ等の受入れの拡充と、市町村子ども家庭総合支援拠点と児童家庭支援センターや児童養護施設等との連携を促進し、市町村子ども家庭総合支援拠点による支援が充実するよう努めます。

### (2) 要保護児童対策地域協議会の活用

- ・市町村要保護児童対策地域協議会が実施する各機関の代表者による「代表者会議」、実務者による「実務者会議」、個別のケースへの支援について話し合う「個別ケース検討会議」の活用により、関係機関と緊密な連携を図ります。
- ・特に、2011（H23）年11月に県内で発生した児童虐待死事件を受けた再発防止策として毎月開催されている「実務者会議」では、共同管理台帳によるケースの情報共有と進行管理を今後も徹底します。
- ・要保護児童対策地域協議会の関係者を対象に市町村が実施する研修を支援します。

### (3) 職員の人材育成支援

- ・市町村の相談支援技術向上のための研修を実施し、アセスメント（見立て）力の向上等、必要な技術習得を支援します。
- ・児童相談所に市町村の多職種の職員を実習生として受け入れ、現場での実務体験を通じて児童相談援助技術の習得を支援します。
- ・県と市町村との人事交流により、児童相談所での長期研修による人材育成を行います。

### (4) 民間を含めた地域資源の充実

- ・産前・産後母子生活支援事業等、特定妊婦（注1）等への支援に有効な母子生活支援施設の活用を促進します。
- ・サテライト型母子生活支援施設（注2）の整備等、地域のニーズに合わせてサービスが提

供できる体制の構築に向け、関係施設との検討を始めます。

- ・社会的養育に従事する子育て支援員（注3）を小学校区に1人以上配置できるよう取り組みます。

#### （5）子育て支援事業の柔軟な運用

- ・大分県こども・家庭支援課が、本計画策定委員会からの要請を受けて児童相談所職員に実施したアンケート調査（以下「大分県こども・家庭支援課調査」という）結果（注4）等を踏まえ、親子分離せずに子どもを可能な限り家庭で健やかに養育できるよう、保護者の支援ニーズへの対応や効果的なファミリーソーシャルワークの展開を図ることが必要であり、そのために市町村が実施する子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）等の柔軟な運用をはじめ、その運用に対応できるよう、児童養護施設等の施設整備等を促進するとともに、短期間子どもを預かり養育することのできる里親（以下「短期的里親」という）の確保と活用を推進します。

### □目標指標

**指標名① 市町村子ども家庭総合支援拠点の設置数**

**基準値 2019（R1）年度 4市町村**

**前期目標値 2024（R6）年度 18市町村**

**後期目標値 2029（R11）年度 18市町村**

**指標名② 在宅支援率：子どもの人口に占める代替養育を受けていない子ども数の割合**

**基準値 2018（H30）年度 99.66%**

**前期目標値 2024（R6）年度 毎年度対前年度比で増加**

**後期目標値 2029（R11）年度 毎年度対前年度比で増加**

#### 注1 特定妊婦

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。（児童福祉法第6条の3第5項）

#### 注2 サテライト型母子生活支援施設

母親とその子どもの保護や生活の支援等を行うための母子生活支援施設のうち、比較的緩やかな支援等により早期に自立が見込まれる母親と子ども等を対象に支援するため、地域の中の住宅地等に設置する小規模分園型の母子生活支援施設。

#### 注3 社会的養育に従事する子育て支援員

育児経験や職業経験など多様な経験を有し、地域において社会的養育に関心を持ち、必要な研修を修了し、社会的養護関係施設等（里親、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設）

設、母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童家庭支援センター等)において補助的職員等としての職務に従事する者。

注4 大分県子ども・家庭支援課調査結果

調査時期 2019 (R1) 年 10 月

調査対象 中央児童相談所・中津児童相談所の児童福祉司 (35 人)

調査内容 ① 在宅支援等を保護者のニーズどおりに提供でき、また、児童相談所の方針どおりに実施できるとした場合に、家庭分離をせずにするケースの割合  
② 家庭分離せずにするケースを増やすために最も有効と思うサービス等

調査結果

回答者	回答数	調査① 回答平均	調査② 回答数
児童福祉司 経験年数 3年未満	9人	44.4%	・ショートステイ 0 ・保育所入所 4 ・市町村等への指導委託 3 ・一時保護委託 2
児童福祉司 経験年数 3年以上 10年未満	9人	37.2%	・ショートステイ 4 ・保育所入所 3 ・市町村等への指導委託 1 ・一時保護委託 1
児童福祉司 経験年数 10年以上	5人	41.0%	・ショートステイ 5 ・保育所入所 0 ・市町村等への指導委託 0 ・一時保護委託 0
	回答数計 23人	回答全体平均 40.9%	回答数合計 ・ショートステイ 9 ・保育所入所 7 ・市町村等への指導委託 4 ・一時保護委託 3



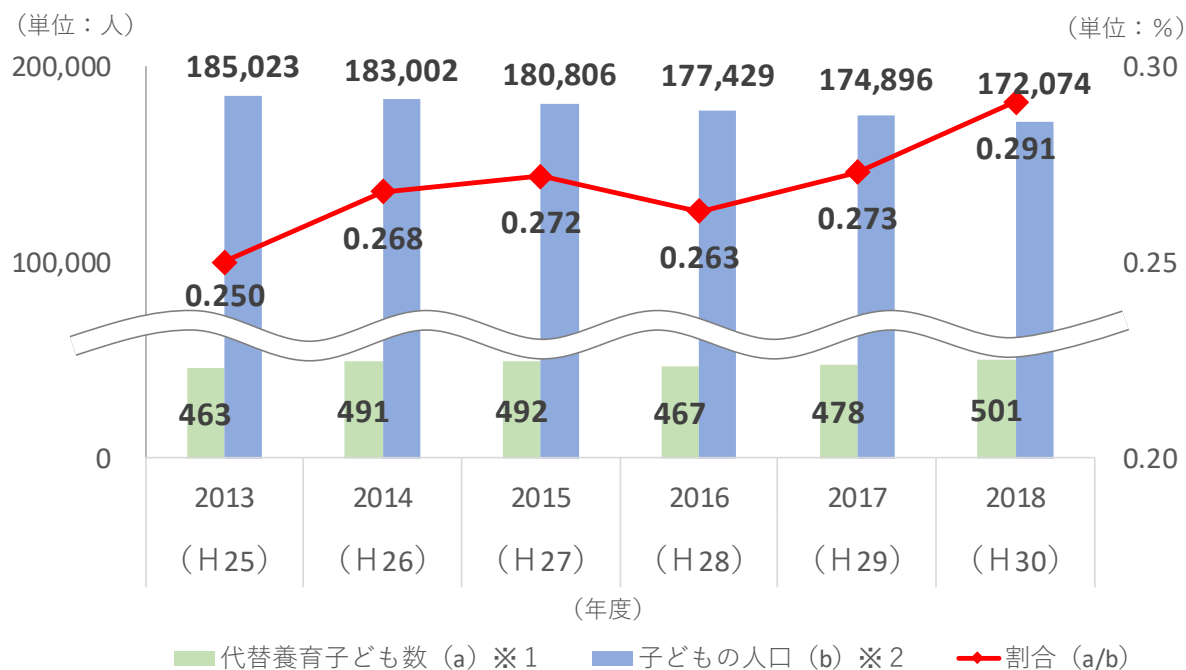
## 4 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

### (1) 代替養育を必要とする子ども数の見込み

#### ① 大分県の子どもの人口に占める代替養育を必要とする子ども数

図表1で示したとおり、2013（H25）年度から5年後の2018（H30）年度までの間では、子どもの人口が減少を続ける一方で、代替養育を必要とする子ども数は8.2%増加し、代替養育を受けている子どもの数の子どもの人口に占める割合は0.3%に近づいています。

図表1 子どもの人口に占める代替養育を受けている子ども数の割合



※1 各年度3月31日の代替養育子ども数

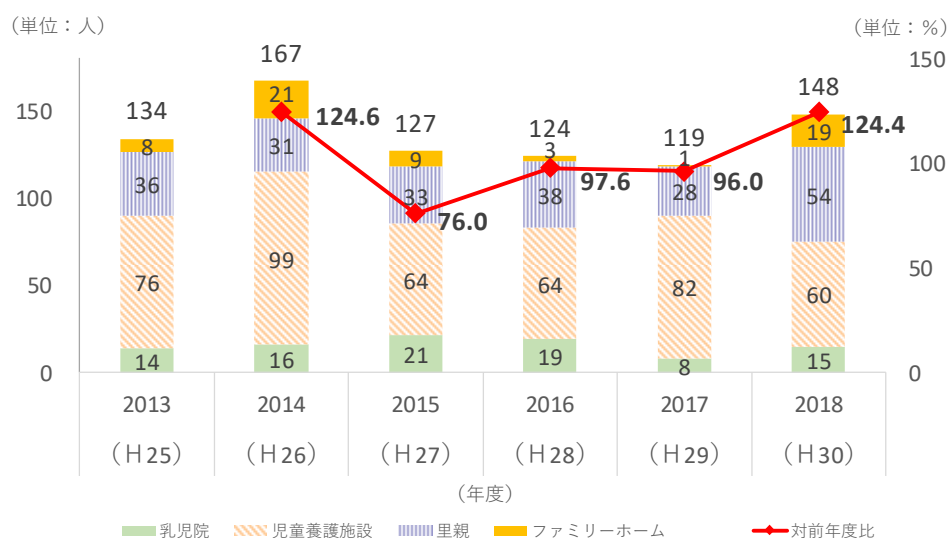
※2 大分県統計調査課「大分県の人口推計」に基づき0歳から17歳までの人口を算出

## ② 代替養育を必要とする子ども数の算出に有用と考えられるデータ

代替養育を必要とする子ども数については、関連する以下のデータも参考にして、人数を見込みます。

- ・図表2のとおり、新たに代替養育が必要になった子ども数は2018（H30）年度は2013（H25）年度に比べ10.4%増加しており、この間の平均人数は年136.5人となっています。

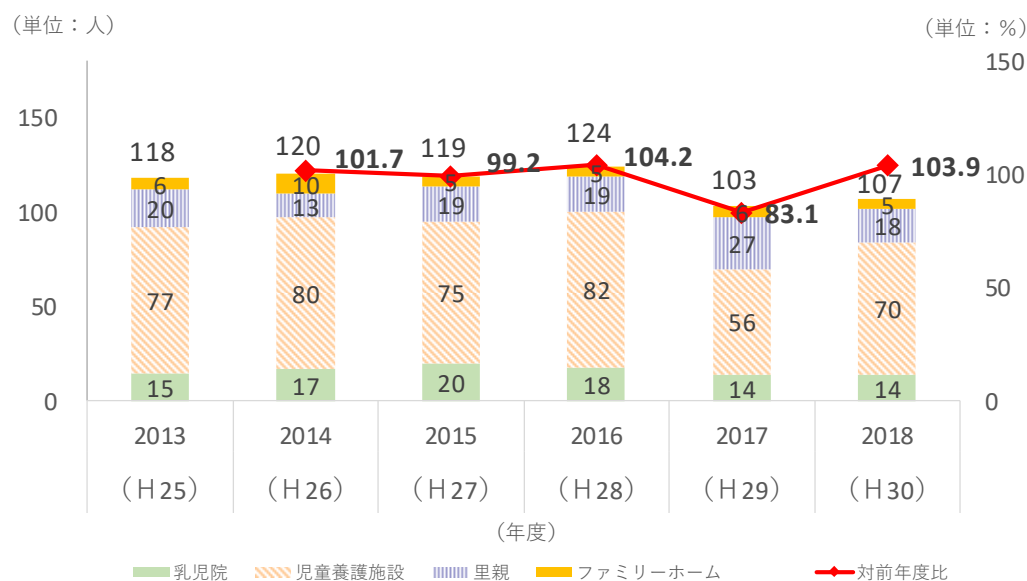
図表2 新たに代替養育が必要になった子ども数（措置変更を含む）



資料 厚生労働省「福祉行政報告例」

- ・図表3のとおり、代替養育を解除した子ども数は2018（H30）年度は2013（H25）年度に比べ9.3%減少しており、この間の平均人数は年115.2人となっています。

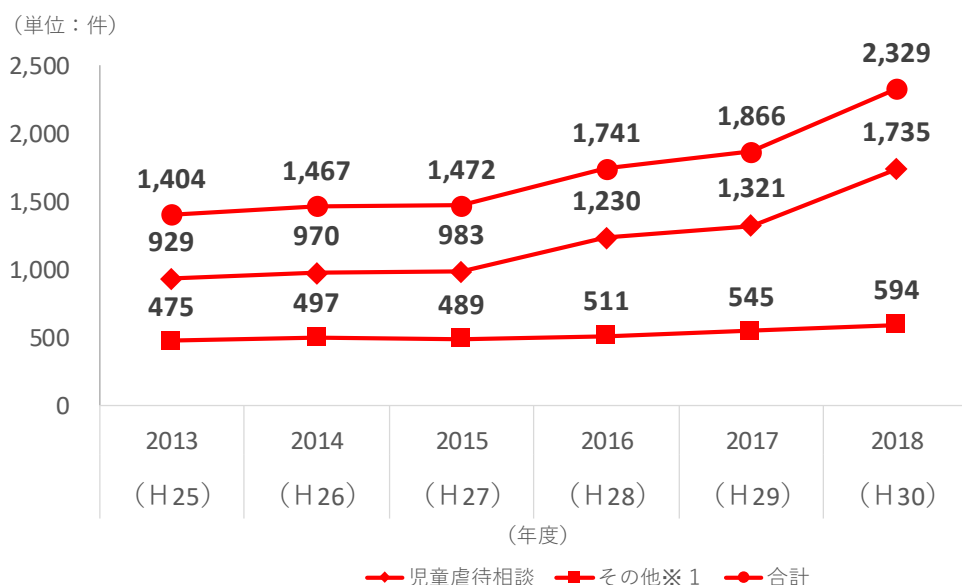
図表3 代替養育を解除した子ども数



資料 厚生労働省「福祉行政報告例」

- ・図表4のとおり、2018（H30）年度の児童相談所における養護相談対応件数の合計は2013（H25）年度と比べ1.66倍に増加し、そのうち児童虐待相談対応件数は1.87倍に増えています。

図表4 児童相談所における養護相談対応件数

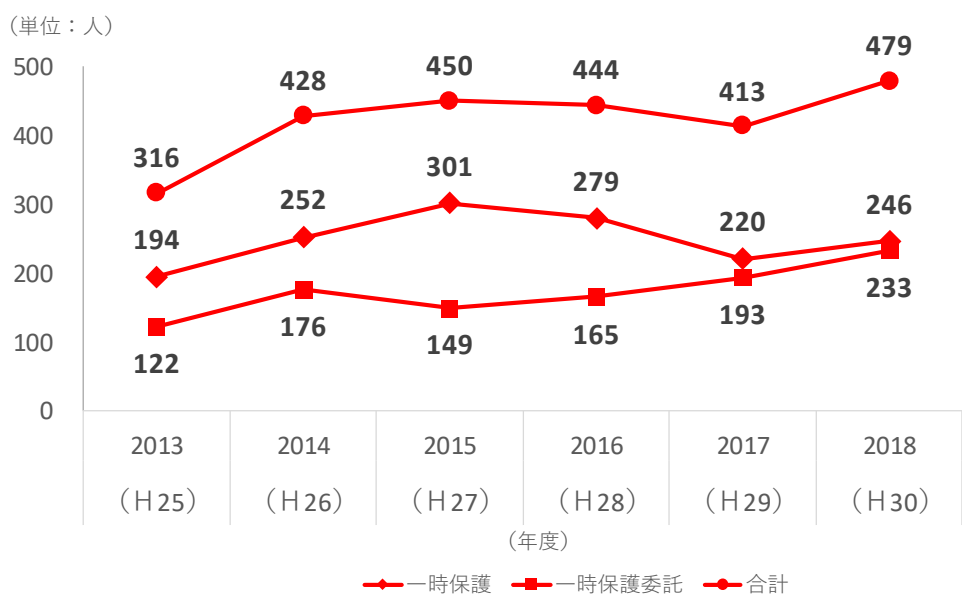


資料 厚生労働省「福祉行政報告例」

※1 その他は、保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院等による養育困難など児童虐待相談以外の養護相談

- ・図表5のとおり、2018（H30）年度に一時保護した子ども数は2013（H25）年度と比べ1.52倍に増加し、特に乳児院や里親等で子どもを一時保護する一時保護委託は1.91倍に増えています。

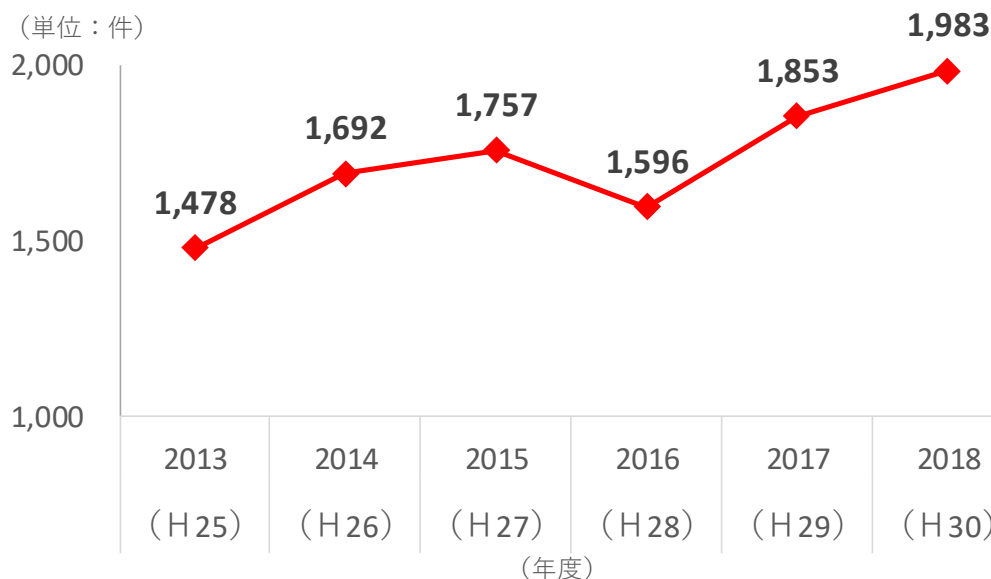
図表5 一時保護した子ども数



資料 厚生労働省「福祉行政報告例」

- ・図表 6 のとおり、市町村要保護児童対策地域協議会で管理しているケース数も増加傾向にあり、2018（H30）年度のケース数は2013（H25）年度の1.34倍に増えています。

図表 6 市町村要保護児童対策地域協議会で管理しているケース数



資料 大分県子ども・家庭支援課

- ・市町村が実施している社会的養育に関する事業の実施状況は図表 7 のとおりです。

図表 7 市町村による社会的養育関係事業の実施状況

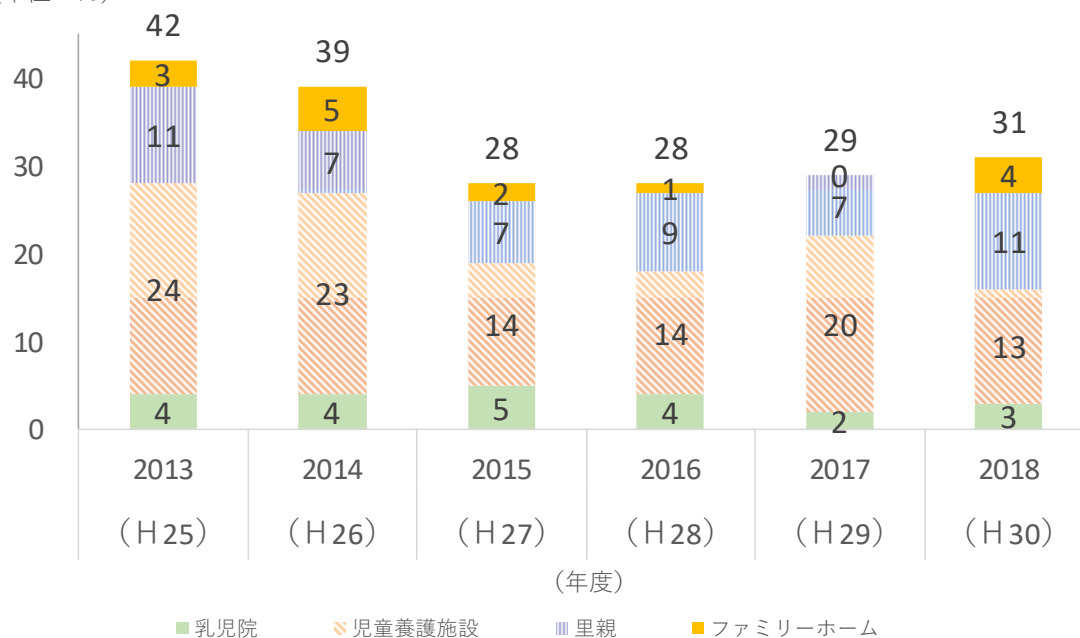
事業名	事業内容	実施市町村数
利用者支援事業	子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する。	13
子育て短期支援事業	安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により子どもの養育が一時的に困難となった場合に、子どもを児童養護施設等で預かる。	17
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行う。	18
養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助等を行う。	17
地域子育て支援拠点事業	家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う。	17

資料 大分県子ども・家庭支援課

- ・2013（H25）年度から5年後の2018（H30）年度までの間で一時保護（一時保護委託を含む）した子ども数のうち、施設入所措置又は里親等委託措置した子ども数の割合の平均は33%になります。

図表8 一時保護した子ども数に占める新たに代替養育が必要になった子ども数の割合

（単位：％）



資料 図表5の子ども数のうち、図表2の子ども数が占める割合

### ③ 代替養育を必要とする子ども数の見込み

- ・以上のとおり、2013（H25）年度から5年後の2018（H30）年度までの間の代替養育を必要とする子ども数に関連するデータを見ると、前述のとおり、養護相談対応件数は1.66倍、そのうち児童虐待相談対応件数は1.87倍に増え、一時保護した子ども数は1.52倍、市町村要保護児童対策地域協議会で管理しているケース数は1.34倍に増加し、いずれも高い伸びを示しています。
- ・これらのことを踏まえ、今後の代替養育を必要とする子ども数を、子どもの人口の推移と代替養育を必要とする子どもの人数の実績値、子どもの人口の推計値を用いて算出したものが図表9です。さらにその結果を年齢区分別に表したものが図表10です。

図表9 代替養育を必要とする子ども数の見込み (単位：人)

年度	2024(R6)	2029(R11)
代替養育を必要とする子ども数 (a) ※1	498	507
子どもの人口(0～17歳) (b) ※2	159,959	148,984
割合(a/b)(%)	0.311%	0.340%

※1 2008（H20）年以降の代替養育子ども数及び子どもの人口（推計値含む）から推計

※2 大分県統計調査課「大分県の人口推計」及び国立社会保障・人口問題研究所

「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」を用いて推計

図表10 年齢区分別代替養育を必要とする子ども数の見込み (単位：人)

年齢区分	2019(H31).3.31 措置児童数	2024(R6)年度	2029(R11)年度
3歳未満	33	33	33
3歳～就学前	88	88	90
学童期以降	380	377	384
合計	501	498	507

※ 2019(H31).3.31現在の措置児童数で按分

- ・代替養育を必要とする子ども数の見込みは上記のとおりですが、今後の取組によって、この人数を減らしていくことが必要です。
- ・市町村子ども家庭総合支援拠点の設置による在宅における養育支援の充実と、施設の多機能化・機能転換によるショートステイの受入体制整備等、必要なサービスを十分に提供できる環境を整えば、代替養育を必要とする子どもを40%程度減らす可能性も示されたため（大分県こども・家庭支援課調査結果P12参照）、この目標達成に向け、在宅支援の充実と体制の整備を推進します。

## (2) 里親等委託が必要な子ども数の見込み

里親やファミリーホームでの養育（以下「里親等委託」という。）が必要な子ども数の見込みについては、国の「社会的養育推進計画策定要領」（平成30年7月6日子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）の4（4）iii（イ）に基づき、施設に一定期間以上措置されている子ども数等により推計します。

- ・図表11のとおり、2019(H31).3.31現在、乳児院及び児童養護施設に一定期間以上措置されている子ども数は、合計227人となっています。

図表11 乳児院・児童養護施設に一定期間以上措置されている子ども数（単位：人）

ア 乳児院に半年以上措置されている乳幼児数	4
イ 児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された乳幼児数	28
ウ 児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数	35
エ 児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子ども数	160
合計	227

資料 大分県こども・家庭支援課

- ・図表12のとおり、2019(H31).3.31現在、乳児院及び児童養護施設に一定期間以上措置されている子ども数の合計227人のうち、医療的ケアの必要性や行動の問題等により「できる限り良好な家庭的環境」である施設での養育が適当と思われる子ども数は合計186人です。

図表12 図表11のうち施設での養育が適当と思われる子ども数（単位：人）

オ 図表11イのうち医療的ケアや行動の問題等から施設が適当な乳幼児数	28
カ 図表11ウのうち医療的ケアや行動の問題等から施設が適当な乳幼児数	26
キ 図表11エのうち医療的ケアや行動の問題等から施設が適当な学童期以降の子ども数	132
合計	186

資料 大分県こども・家庭支援課

- ・図表13は、図表11から図表12を差し引いた子ども数（合計41人）を実際に里親等委託している子ども数に加算し、その結果を用いて里親等委託率を算定したものです。
- ・ただし、里親等へも医療的ケア等の必要な子どもを措置している（2018(H30)年度は、医療的ケア等の必要な子どもを施設と同等数里親等へ委託措置している）実態があり、それぞれの子どもに必要な医療的ケア等の程度が比較できませんが、参考として示すと図表12や図表13のとおりとなります。

図表13 年齢区分別里親等委託が必要な子ども数 (単位：人)

	措置中の 子ども数 (人) ①	①のうち 里親等委託数 (人) ②	図表11 －図表12 (人) ③	里親等委託 必要数 (人) ④=②+③	里親等 委託率 (%) ④/①
3歳未満	33	17	(ア) 4	21	63.6
3歳以上の就学前	88	39	(イ+ウ+オ+カ) 9	48	54.5
学童期以降	380	110	(エ+キ) 28	138	36.3
合計	501	166	41	207	41.3

資料 大分県こども・家庭支援課（2019(H31)．3.31現在）



## 5 里親等への委託の推進に向けた取組

### 1) 里親養育包括支援の実施体制の構築

#### □現状と課題

- ・本県では里親リクルート及びアセスメント、里親登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む里親養育への支援等の一連の業務（里親養育包括支援業務。以下「フォスタリング業務」という。）について、中央児童相談所をフォスタリング業務実施機関と位置づけ、児童福祉司（里親担当）や里親委託推進員、里親リクルート活動員を集中的に配置して実施しています。
- ・すべての児童養護施設（9カ所）と乳児院（1カ所）に里親支援専門相談員を各1名配置しており、児童相談所と緊密な連携を取りながら活動しています。また、3カ所の児童家庭支援センターは、里親レスパイトの受け入れ等を行っています。
- ・大分県里親会は県から委託を受けて、県下6ブロックで里親サロンを運営し、里親同士の交流、支援等を行っています。
- ・このように、本県ではフォスタリング業務について、児童相談所が中心となった一貫した体制のもと、関係機関とネットワークを形成し実施しています。しかし、児童相談所は虐待対応件数の増加等により業務量が増え続けており、里親等委託率の引き上げに向けたさらなるフォスタリング業務拡充への対応は難しい状況です。また、フォスタリング業務のうち、里親リクルートなど民間の手法を活用することで、より高い成果が期待できるものがあります。
- ・また、本県は、全国に先駆け2002（H14）年度以降、里親委託を積極的に推進してきたところですが、里親の高齢化や転勤等の状況の変化に加えて、虐待や発達障がいの影響により養育が難しい子どもが増加傾向にあることから、委託可能な里親が不足している状況です。
- ・さらに、子どもの権利擁護、被措置児童等虐待の防止等を図るため、里親養育の質の向上も課題となっています。
- ・そして、今後は代替養育を必要とする子どもへの支援に加え、地域の里親支援等の機能も期待される「法人型ファミリーホーム」の設置を推進することが、里親等委託を進める上で有効であると考えられます。

#### □これからの基本方向

- (1) フォスタリング業務の一部民間委託
- (2) 里親制度の普及啓発とリクルートによる里親登録者の確保
- (3) 里親の育成と養育力の向上
- (4) マッチング及び里親支援の充実
- (5) ファミリーホームの設置促進

#### □主な取組

- (1) フォスタリング業務の一部民間委託

- ・2018 (H30) 年 12 月 18 日に国が示した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を踏まえ、フォスタリング業務全体に責任を持ち里親支援体制をさらに充実するため、児童相談所の体制を見直します。
- ・フォスタリング業務のうち、次の業務については、さらなる充実を図るため乳児院等の機能転換の取組を踏まえて民間団体等への委託を検討します。なお、民間団体等への委託については、県下全域をカバーするため、大分県社会的養育連絡協議会（注1）との連携や、児童養護施設等、各施設に配置された里親支援専門相談員、児童家庭支援センターの活用を踏まえて検討します。
  - ① 制度の普及啓発と里親リクルート
  - ② 里親に係る法定研修（認定前研修・更新研修）及び任意研修（テーマ別研修・里親養育トレーニングプログラム）等の実施
  - ③ 乳幼児ケースに係るマッチング及び委託期間中、委託解除後の支援
  - ④ 里親レスパイト制度のあっせん等
  - ⑤ 里親養育に関する相談支援

#### （2）里親制度の普及啓発とリクルートによる里親登録者の確保

- ・里親制度の普及啓発と里親のリクルートについては、市町村・民間団体等と協働して認知度向上に向け積極的なアプローチを行います。活動にあたっては、一時保護や里親レスパイト、ショートステイへの対応が期待される短期的里親の確保に努めます。
- ・具体的なアプローチとして、①自治体レベルではホームページ、SNS等のソーシャルメディア、マスメディアの活用等、②地区・地域レベルでは関係機関等を通じて行うチラシ等の配布、回覧及びポスティング、広報イベントの開催等、③個人レベルでは社会的養護関係者の登録、里親による1里親1リクルート活動等を実施します。
- ・里親の登録にあたっては、家庭訪問や複数回の面接により丁寧な適性評価を実施します。
- ・民間団体等との協働による講演会の開催等により、里親制度を広報します。

#### （3）里親の育成と養育力の向上

- ・里親養育は、家庭内で行われる公的養育かつ中途養育といった特殊性があることや、虐待、発達障がい起因する支援の困難さがあることに対応するため、体系的な研修やトレーニングプログラムの充実により、里親の養育力を高めます。

#### （4）マッチング及び里親支援の充実

- ・子どもと里親家庭のマッチングや委託後の支援については、乳幼児期と学童期以降に区分して、民間団体等と児童相談所で役割分担を行い、よりきめ細かな対応を行います。
- ・里親同士の交流の場での取組や、養育における問題の抱え込み防止を効果的に実施するため、引き続き、大分県里親会に里親サロンの運営を委託します。
- ・里親レスパイト制度の充実のため、レスパイト・ケアが必要な場合に当該里親が養育している子どもを一時的に預かることができる乳児院や児童養護施設や里親、児童家庭支援センター等における受け入れ体制の整備を促進するとともに、短期的里親の活用を推進します。

- ・共働きの里親や、障がいがある子どもを受け入れる里親に対し、必要に応じて、保育所等や障がい福祉サービスが利用できるよう支援します。

#### (5) ファミリーホームの設置促進

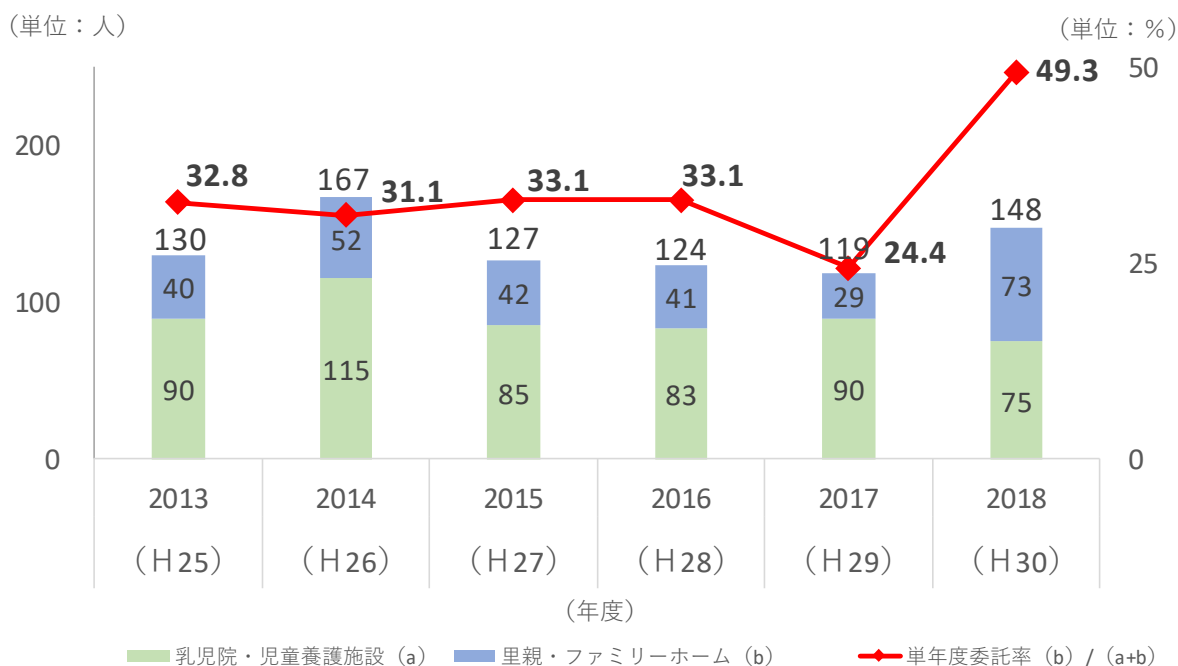
- ・里親型ファミリーホームはもとより、法人型ファミリーホームについても設置を促進するため、新規開設時に、運営や住環境整備の支援を行うとともに、専門性確保のための研修等を実施します。

## 2) 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

### ① 大分県における里親委託の経過

- ・本県では、2002（H14）年に里親委託の取組を開始し推進した結果、開始当時 1.2%だった里親委託率は、2006（H18）年度末に 10.9%、2016（H28）年度末には 30.6%まで上昇しました。この間、2006（H18）年から 2016（H28）年までの増加率（19.7%）は全国 4 位でした。
- ・図表 1 4 は 2013（H25）年度以降、新たに代替養育が必要になった子どもの里親等委託率を年度毎に示したもの（以下「単年度委託率」という。）で、この間の平均は 34.3%です。

図表 1 4 新たに代替養育が必要になった子どもの単年度委託率



### ② 里親等委託子ども数の見込み

- ・2018（H30）年度に施設へ入所した 75 人について、児童相談所が子どもの生活環境として施設を選択した理由は、子どもの医療的ケア等の問題によるもののほか、里親等委託について親権者の同意が得られない（親権者が強く施設を希望した）こと、安全確保上の問題や、きょうだい児で同時に複数の子どもの受け入れが里親では難しいこと等で、いずれ

も理由がありました。

- ・また、2018（H30）年6月1日時点で代替養育を受けている子どものうち、施設入所中の子どもの57%、里親等委託中の子どもの65%が家庭復帰困難な状況にあり、施設や里親等が子どもの自立に向けた支援をしているという状況が認められました。
- ・以上の結果をもとに、2018（H30）年度末現在措置中の子どものうち引き続き2024（R6）年以降も施設入所や里親等委託措置が必要な子ども数を推計したものが図表15です。

図表15 2024（R6）年まで措置継続の子ども数 (単位：人)

	2019(H31).3.31 現在入所等措置 子ども数 ①	①のうち 2024(R6)年まで に自立等する子 ども数(※1) ②	①-② ③	③のうち 2024(R6)年も措 置継続が必要な 子ども数(※2) ④
乳児院・児童養 護施設	335	101	234	133
里親・ファミリー ホーム	166	37	129	84
合計	501	138	363	217

※1 ①の子どものうち2019(H31).3.31時点で15歳以上の子ども数

※2 ③に「家庭復帰が困難な子どもの割合（施設57%、里親等65%）」を乗じて算出

### ア 単年度委託率平均（34.3%）に基づく里親等委託子ども数の見込み

- ・2024（R6）年度までに新たに代替養育を必要とすると見込まれる子ども数は、図表15の2024（R6）年まで措置継続が必要と見込まれる217人と、図表10の2024（R6）年度に代替養育を必要とすると見込まれる子ども数498人との差である281人です。
- ・図表14の単年度委託率の平均34.3%を用い、また、特別養子縁組成立数を年間10人（本計画「6 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組」の目標値 P32 参照）とし、2024（R6）年度の里親等委託子ども数を推計すると、図表16のとおりとなります。

図表16 2024（R6）年里親等委託子ども数の見込み

（単位：人）

	2024(R6)年 も措置継続 が必要な子 ども数 (図表15の④) ①	2024(R6)年 までの新規 措置見込み 子ども数 ②	2024(R6)年 の措置子ども 数 ③=①+②	特別養子縁 組成立数 ※2 ④	里親等委託 子ども数 ⑤=③-④
乳児院・児童養 護施設	133	185	318	10	308
里親・ファミリー ホーム	84	※1 96	180	40	140
合計	217	281	498	50	448

※1 ((2024(R6)年に代替養育を必要とする子ども数498)-(①の合計217))×34.3%

※2 施設と里親等の比率は1対4（大分県こども・家庭支援課調査）

- ・同様の方法で2029（R11）年度の里親等委託子ども数を推計したものが図表17と図表18、このときの里親等委託率が図表19です。

図表17 2029（R11）年まで措置継続中の子ども数 (単位：人)

	2024(R6)年の入 所等措置子ども 数 (図表16の⑤) ①	①のうち 2029(R11)年まで に自立等する子 ども数(※1) ②	①-② ③	③のうち 2029(R11)年も 措置継続が必要 な子ども数(※2) ④
乳児院・児童養 護施設	308	110	198	113
里親・ファミリー ホーム	140	45	95	62
合計	448	155	293	175

※1 図表15の①のうち2019(H31).3.31時点で10歳以上15歳未満の子ども数

※2 ③に「家庭復帰が困難な子どもの割合(施設57%、里親等65%)」を乗じて算出

図表18 2029（R11）年里親等委託子ども数の見込み (単位：人)

	2029(R11) 年も措置中の 子ども数 (図表17の④) ①	2029(R11) 年までの新 規措置見込 み子ども数 ②	2029(R11) 年の措置 子ども数 ③=①+②	特別養子縁 組成立数 ④	里親等委託 子ども数 ⑤=③-④
乳児院・児童養 護施設	113	218	331	10	321
里親・ファミリー ホーム	62	※1 114	176	40	136
合計	175	332	507	50	457

※1 ((2029(R11)年に代替養育を必要とする子ども数507)-(①の合計175))×34.3%

図表19 単年度委託率34.3%の場合の里親等委託率

	里親・ファミリー ホーム (人) ①	乳児院・児童養 護施設 (人) ②	合計 (人) ③=①+②	里親等委託率 (%) ①/③
2019(R1)年度実績	116	335	501	33.1
2024(R6)年度推計	140	308	448	31.3
2029(R11)年度推計	136	321	457	29.8

イ 2018 (H30) 年度単年度委託率 (49.3%) に基づく里親等委託子ども数の見込み

- ・図表 20 は、毎年度の単年度委託率が、過去最高を記録した 2018 (H30) 年度の 49.3% (図表 14) となったと仮定したときの 2024 (R6) 年度の里親等委託子ども数を推計したものです。
- ・「ア 単年度委託率 34.3% の場合の里親等委託子ども数の見込み」と同様の方法により 2029 (R11) 年度の里親等委託子ども数を推計したものが図表 21 と図表 22 で、その場合の里親等委託率を示したものが図表 23 です。

図表 20 2024 (R6) 年里親等委託子ども数の見込み (単位：人)

	2024 (R6) 年 も措置中の子 ども数 (図表 15 の④) ①	2024 (R6) 年 までの新規 措置子ども 数 ②	2024 (R6) 年 の措置子ども 数 ③=①+②	特別養子縁 組成立数 ④	里親等委託 子ども数 ⑤=③-④
乳児院・児童養 護施設	133	142	275	10	265
里親・ファミリー ホーム	84	※1 139	223	40	183
合計	217	281	498	50	448

※1 (2024 (R6) 年に代替養育を必要とする子ども数 498) - (①の合計 217) × 49.3%

図表 21 2029 (R11) 年まで措置継続中の子ども数 (単位：人)

	2024 (R6) 年の 措置子ども数 (図表 16 の⑤) ①	①のうち 2029 (R11) 年までに 自立等する子ど も数 (※1) ②	①-② ③	③のうち 2029 (R11) 年も措置中 の子ども数 (※2) ④
乳児院・児童養 護施設	265	110	155	88
里親・ファミリー ホーム	183	45	138	90
合計	448	155	293	178

※1 図表 15 の①のうち 2019 (H31). 3. 31 時点で 10 歳以上 15 歳未満の子ども数

※2 ③に「家庭復帰が困難な子どもの割合 (施設 57%、里親等 65%)」を乗じて算出

図表 2 2 2029 (R11) 年里親等委託子ども数の見込み

(単位：人)

	2029(R11)年 も措置継続 が必要な子 ども数 (図表 17 の④) ①	2029(R11)年 までの新規 措置見込み 子ども数 ②	2029(R11)年 の措置子ども 数 ③=①+②	特別養子縁 組成立数 ④	里親等委託 子ども数 ⑤=③-④
乳児院・児童養 護施設	88	167	255	10	245
里親・ファミリー ホーム	90	※1 162	252	40	212
合計	178	329	507	50	457

※1 (2029(R11)年に代替養育を必要とする子ども数 507)-(①の合計 178)×49.3%

図表 2 3 単年度委託率 49.3%の場合の里親等委託率

	里親・ファミリー ホーム (人) ①	乳児院・児童養 護施設 (人) ②	合計 (人) ③=①+②	里親等委託率 (%) ①/③
2019(R 1) 年度実績	166	335	501	33.1
2024(R 6) 年度推計	183	265	448	40.8
2029(R11) 年度推計	212	245	457	46.4

### ③ 里親等委託率の目標

- ・2013 (H25) 年度から 5 年後の 2018 (H30) 年度までの間の単年度委託率 34.3%を維持するとともに、毎年度、特別養子縁組成立 10 人を達成した場合の里親等委託率は、2024 (R6) 年度に 31.3%、2029 (R11) 年度に 29.8%となります。
- ・一方、過去最高を記録した 2018 (H30) 年度の単年度委託率 49.3%を用いて同様に算出した場合の里親等委託率は 2024 (R6) 年度に 40.8%、2029 (R11) 年度に 46.4%となります。
- ・本県においては、家庭養育優先の原則に基づき、家庭での養育が困難な場合の特別養子縁組や里親による養育を推進するため、今後、フォスターリング業務の実施体制の整備等により里親のリクルートから支援までを充実させ、里親等委託率 40%以上を目標に里親等委託を推進します。
- ・里親委託は、愛着形成に最も重要な時期である乳幼児期の子どもを最優先し、里親等委託率について、3 歳未満の子どもについては 75%以上、それ以外の就学前の子どもについては 50%から 75%、学童期以降は 35%から 50%を目標とします。

### ④ 里親登録数の目標

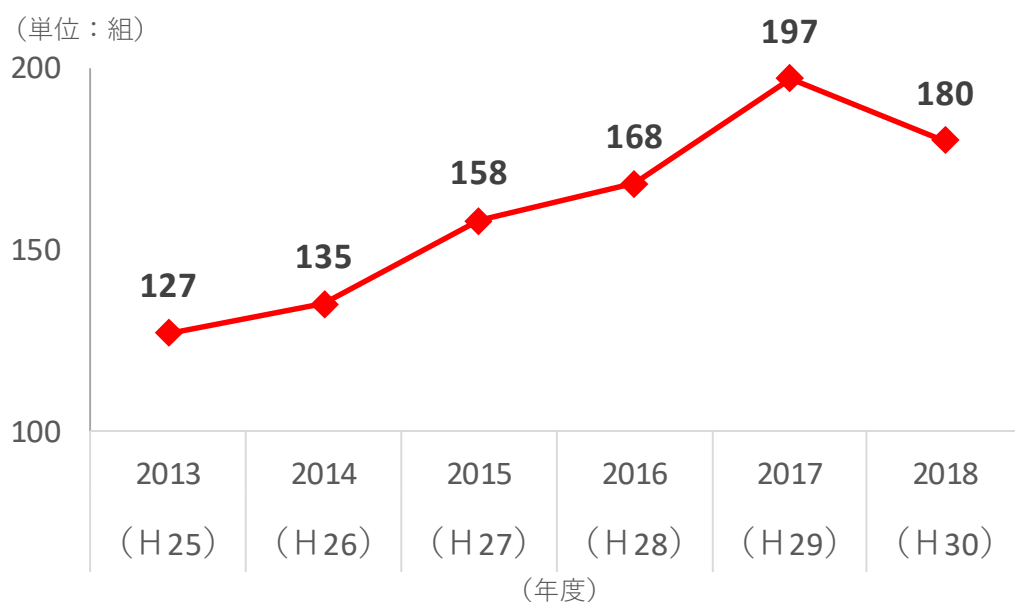
- ・図表 2 4 は 2013 (H25) 年度から 2018 (H30) 年度までの里親登録数の推移です。2018



(H30)年度は5年に1度の登録更新年度にあたり、35組の里親が登録を辞退したため、差引き17組の減となりましたが、それを含めても登録が年平均約10組増加しています。

- ・今後も高齢化等による里親登録辞退の増加が予想されますが、リクルート活動を充実させることにより、年10組の登録の純増が実現できるよう取組を進めます。

図表2-4 里親登録数の推移



#### □目標指標

##### 指標名① 里親等委託率

基準値	2018 (H30) 年度	全 体	33.1%
		3歳未満児	51.5%
		3歳以上の就学前	44.3%
		学童期以降	28.9%
目標値	2024 (R 6) 年度	全 体	38%
		3歳未満児	75%
		3歳以上の就学前	50%
		学童期以降	31%
	2029 (R11) 年度	全 体	40%
		3歳未満児	75%
		3歳以上の就学前	50%~75%
		学童期以降	35%~50%

**指標名② 里親登録数**

**基準値** 2018 (H30) 年度 180 組

**目標値** 2024 (R 6) 年度 230 組

2029 (R11) 年度 280 組

**指標名③ 里親登録区域**

**基準値** 2018 (H30) 年度 中学校区

**目標値** 2024 (R 6) 年度 小学校区

2029 (R11) 年度 小学校区 (複数登録)

**指標名④ ファミリーホーム登録数**

**基準値** 2018 (H30) 年度 11

**目標値** 2024 (R 6) 年度 市町村レベル 18 か所

2029 (R11) 年度 市町村レベル 25 か所

注1 大分県社会的養育連絡協議会

大分県里親会、大分県児童養護施設協議会、大分県ファミリーホーム協議会等を会員とし、県内の社会的養育を必要とする子どもたちのため、会員相互の連携の強化と効果的な活動の推進を目的に、情報の共有や研修等を行う協議会。

## 6 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

### □現状と課題

- ・子どもは家庭において心身ともに健やかに養育されることが原則です。実家庭で養育を受けることが困難で、他に養育できる親族等がない等の理由により代替養育を受けている子どもにとって、特別養子縁組はパーマネンシー保障（永続的解決）のための有力、有効な選択肢です。
- ・本県においては、産婦人科医との連携のもと、予期せぬ妊娠等により出産後の養育が困難な妊婦については出産前から支援を開始し、特別養子縁組を推進してきました。児童相談所があっせんして成立した県内の特別養子縁組は、年間平均5件です（2010（H22）年度～2018（H30）年度）。
- ・2017（H29）年8月に公表された「新しい社会的養育ビジョン」では、概ね5年以内に、国全体で現状の約2倍である年間1,000人以上の特別養子縁組成立を目指すことが示されました。また、特別養子縁組の成立要件を緩和すること等により制度の利用を促進することを目的に、2019（R1）年6月に民法が改正されました。
- ・民法改正により、これまで原則6歳未満とされていた養子候補者の上限年齢が、原則15歳未満に引き上げられることを受け、今後は、幅広い年齢層の子どものために、特別養子縁組を希望する里親（以下「特別養子縁組希望里親」という。）を確保する必要があります（児童相談所が養子縁組をあっせんする場合、養子縁組希望者を里親認定します）。また、乳幼児ではない子どもとの関係構築や対応に関することや真実告知等について、養親への研修や支援を充実させる必要があります。

### □これからの基本方向

- （1）特別養子縁組制度の普及と特別養子縁組希望里親の確保
- （2）特別養子縁組希望里親及び養親への研修と支援の充実
- （3）フォスタリング業務の一部民間委託（再掲）
- （4）子どもの出自を知る権利の保障

### □主な取組

- （1）特別養子縁組制度の普及と特別養子縁組希望里親の確保
- ・全市町村で開催する里親募集説明会や各種団体の研修会等への出前講座等、児童相談所の里親リクルート活動で、特別養子縁組制度の普及を図り、特別養子縁組希望里親の確保に努めます。
  - ・民間団体等との協働による講演会の開催等により、里親制度を広報します。（再掲）

## (2) 特別養子縁組希望里親及び養親への研修と支援の充実

- ・里親新規登録時の「認定前研修」等の法定研修や、「テーマ別研修会」等の任意研修を実施し、養親となるために必要な基礎的知識や技術の習得等を図ります。
- ・必要に応じて特別養子縁組の申立て等を児童相談所が行うことにより、特別養子縁組希望里親の負担軽減を図ります。
- ・児童相談所が中心となり、児童養護施設等の里親支援専門相談員とも協力し、特別養子縁組成立の審判までの間の試験養育期間中の特別養子縁組希望里親や養子縁組成立後の養親の養育を支援します。また、特別養子縁組成立後も支援を受けられるよう、養親に対して里親登録の継続を勧奨します。

## (3) フォスタリング業務の一部民間委託（再掲）

- ・フォスタリング業務のうち、次の業務については、さらなる充実を図るため乳児院等の機能転換の取組を踏まえて民間団体等への委託を検討します。なお、民間団体等への委託については、県下全域をカバーするため、大分県社会的養育連絡協議会との連携や、児童養護施設等、各施設に配置された里親支援専門相談員、児童家庭支援センターの活用を踏まえて検討します。
  - ① 制度の普及啓発と里親リクルート
  - ② 里親に係る法定研修（認定前研修・更新研修）及び任意研修（テーマ別研修・里親養育トレーニングプログラム）等の実施
  - ③ 乳幼児ケースに係るマッチング及び委託期間中、委託解除後の支援
  - ④ 里親レスパイト制度のあっせん等
  - ⑤ 里親養育に関する相談支援

## (4) 子どもの出自を知る権利の保障等子どもへの支援

- ・子どもにとって、自分の出自を知ることは大切な権利であり、養親が「育ての親」であるということ等を、養親自らが自分の言葉で愛情を持って伝える「真実告知」が、子どもの発達段階に応じて適切に行われるよう、養親を支援します。
- ・子ども一人ひとりのつながりのある育ちを保障するため、養育者がその子どもの胎児期からのライフヒストリーを綴るために作成した「育てノート」や、子どもが育ちの過程をいつでも振り返ることができ、子ども自身の発達の段階に応じ、子どもが主体となって養育者とともに作成し、子どもに渡す「育ちアルバム」等の整備を進めます。（再掲）
- ・代替養育中の子どもや養子縁組が成立した子どもについては、施設や里親が、児童相談所と協働して、ライフストーリーワークを実施できるよう取り組みます。（再掲）
- ・子どもの出自を知る権利を保障するため、子どもの求めに応じて出自に関する情報を提供できるよう、児童相談所は、保管する子どもに関するファイルのうち、特別養子縁組に係る子どものファイルについては廃棄しない取扱いを継続します。

- ・特別養子縁組成立後も養親が里親登録を継続することにより、特に養親子間の関係が難しくなりやすい思春期での養親子の関係調整等、児童相談所が関係機関と連携して養子への支援を続けます。

#### □目標指標

##### 指標名 特別養子縁組成立件数

基準値	2018 (H30) 年度	3 件
前期目標値	2024 (R 6) 年度	10 件
後期目標値	2029 (R11) 年度	10 件

## 7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

### □現状と課題

- ・2018（H30）年度末の大分県の代替養育を必要とする子どもの総数は501名で、その内訳は児童養護施設321名、乳児院14名、里親112名、ファミリーホーム54名です。「4 代替養育を必要とする子どもの数の見込み」では、代替養育を必要とする子どもの数は2024（R6）年度末で498名、2029（R11）年度末で507名と推計しています。
- ・児童養護施設や乳児院（以下「児童養護施設等」という。）は、入所する子どもの生活がより家庭的なものとなるよう、小さな生活単位で、かつ地域の中で生活を送ることができる養育環境を整備し、家庭での養育が困難な子ども及び年長でそれまでの経緯により家庭的な生活をするに拒否的になっている子どもに対し、早期の家庭復帰に向けた支援や自立支援など更に専門性の高い養育を行うことが求められています。
- ・また、2016（H28）年の児童福祉法改正により規定された「家庭養育優先原則」では、子どもが実家庭で健やかに養育されることを最優先としており、児童相談所や市町村による在宅支援の充実が求められています。児童養護施設等においても、これまで培ってきた社会的養育に関する専門性を活かし、関係機関と連携し、在宅支援の取組を更に充実させていくことが求められています。
- ・大分県内の児童養護施設等は、これまでも生活単位の小規模化（ユニット化）や地域分散化を進めてきており、2018（H30）年度末時点で、ほぼ全ての児童養護施設等がユニットケアを実施し、うち4施設は本体施設の全てがユニット化されており、6施設が地域小規模児童養護施設（注1）又は分園型小規模グループケア（注2）を実施しています。また、里親レスパイトの受入れや里親支援専門相談員の配置等の里親支援や、児童家庭支援センターの運営やショートステイ・トワイライトステイの受入れ等の在宅支援にも積極的に取り組んできましたが、2016（H28）年の児童福祉法改正を踏まえ、取組を一層進めていくことが必要です。

### □これからの基本方向

- （1）児童養護施設の小規模かつ地域分散化
- （2）児童養護施設等における施設養育の高機能化
- （3）児童養護施設等の多機能化・機能転換
- （4）母子生活支援施設の活用

### □主な取組

- （1）児童養護施設の小規模かつ地域分散化
- ・地域小規模児童養護施設又は分園型小規模グループケアを促進し、家庭的な養育環境を整

備します。

## (2) 児童養護施設等における施設養育の高機能化

- ・心理職や医師、看護師など多様な専門職による即時の対応が必要なケアニーズが非常に高い子どもへの支援のため、心理職や医療職など専門職員を中心とした支援体制の構築や、医療機関との連携を進めるとともに、集中的なケアを可能とし、施設養育の高機能化を図ります。
- ・家庭支援専門相談員、職業指導員、心理療法担当職員等の専門職員に対する研修の実施等を通じて、児童養護施設等の専門性の向上を図ります。
- ・子どもの自立支援を目的とした児童養護施設の取組（退所者と入所する子どもの意見交換等の交流活動、退所後に生活面や就労面の不安等により一時的に施設に戻る場合の居場所の提供等）を支援します。
- ・子どもからの申立てに対する児童福祉審議会による審議（施設入所中における生活上の不満・問題）については、国の調査研究の結果を踏まえ取組の充実を図ります。

## (3) 児童養護施設等の多機能化・機能転換

- ・子どもが実家庭を離れることなく、実家庭において健やかに養育されるよう保護者の養育を補完する機能の充実強化を図るため、市町村が実施するショートステイ事業等の弾力的な運用に対応できる体制整備の促進等、在宅支援機能の充実強化を図ります。
- ・開放的な一時保護の受入先となる児童養護施設等の一時保護専用施設の整備を促進します。
- ・フォスターリング業務のうち、次の業務については、さらなる充実を図るため乳児院等の機能転換の取組を踏まえて民間団体等への委託を検討します。なお、民間団体等への委託については、県下全域をカバーするため、大分県社会的養育連絡協議会との連携や、児童養護施設等、各施設に配置された里親支援専門相談員、児童家庭支援センターの活用を踏まえて検討します。
  - ① 制度の普及啓発と里親リクルート
  - ② 里親に係る法定研修（認定前研修・更新研修）及び任意研修（テーマ別研修・里親養育トレーニングプログラム）等の実施
  - ③ 乳幼児ケースに係るマッチング及び委託期間中、委託解除後の支援
  - ④ 里親レスパイト制度のあっせん等
  - ⑤ 里親養育に関する相談支援 （再掲）
- ・児童養護施設等の里親支援機能の強化のため、里親支援専門相談員に対する研修の機会を確保します。
- ・早期家庭復帰に向けた家庭機能の回復や生活環境の調整のため、児童養護施設等が入所する子どもやその家族などに対して面接や宿泊交流、心理療法等を行う「家族療法事業」の実施を支援します。

- ・里親型ファミリーホームはもとより、法人型ファミリーホームについても設置を促進するため、新規開設時に、運営や住環境整備の支援を行うとともに、専門性確保のための研修等を実施します。（再掲）

#### （４）母子生活支援施設の活用

- ・母子生活支援施設は、従来から母子を分離せずに受け入れ、家庭養育の支援を実践してきた施設であり、2016（H28）年の児童福祉法改正により「家庭養育優先原則」が明記されたことも踏まえ、効果的に活用されるよう関係機関に周知します。
- ・産前・産後母子支援事業等、特定妊婦等への支援に有効な母子生活支援施設の活用を促進します。
- ・地域社会の中で母子保護を実施するため、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設の整備を検討します。

### □目標指標

**指標名① 児童養護施設の地域小規模児童養護施設または分園型小規模グループケアの箇所数【小規模化かつ地域分散化】**

**基準値** 2018（H30）年度 11 箇所

**前期目標値** 2024（R 6）年度 14 箇所

**後期目標値** 2029（R11）年度 14 箇所

**指標名② 児童養護施設等の本園型小規模グループケアの箇所数【小規模化】**

（児童養護施設）

**基準値** 2018（H30）年度 28 箇所 ※大舎等 5 箇所

**前期目標値** 2024（R 6）年度 36 箇所 ※大舎等 0 箇所

**後期目標値** 2029（R11）年度 36 箇所 ※大舎等 0 箇所

（乳児院）

**基準値** 2018（H30）年度 2 箇所 ※大舎等 1 箇所

**前期目標値** 2024（R 6）年度 4 箇所 ※大舎等 0 箇所

**後期目標値** 2029（R11）年度 4 箇所 ※大舎等 0 箇所



#### 注1 地域小規模児童養護施設

児童養護施設による養育形態のひとつで、本体施設の敷地外において民間住宅等を活用し、少人数定員（6人）で運営されることから、本体施設の敷地内における養育に比べ、その養育環境は家庭的なものとなる。

定員は本体施設と別に設定され、2人の専任職員が配置される（配置基準は令和元年度現在）。

#### 注2 分園型小規模グループケア

児童養護施設や乳児院等による養育形態のひとつで、本体施設の敷地外において民間住宅等を活用し、少人数定員（児童養護施設は6人）で実施されることから、本体施設の敷地内における養育に比べ、その養育環境は家庭的なものとなる。

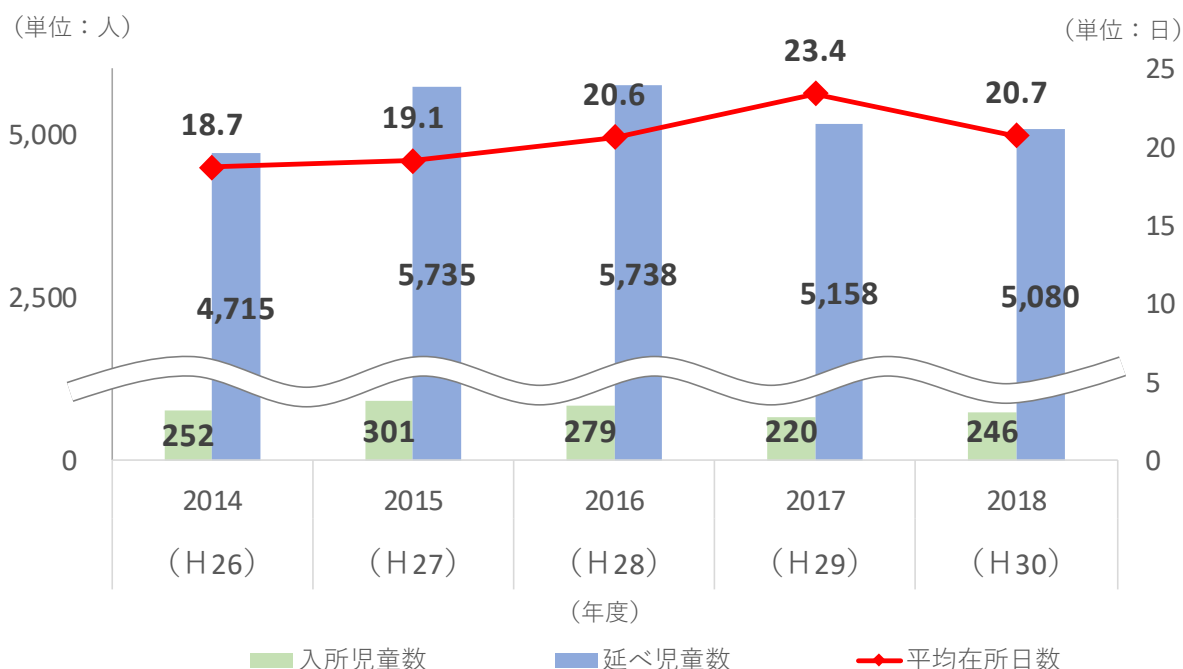
定員は本体施設に含んで設定され、1人の専任職員が配置され、本体施設の職員との連携のもとケアが実施される。（配置基準は令和元年度現在）。

## 8 一時保護改革

### □現状と課題

- ・2019（R1）年5月1日現在、中央児童相談所の一時保護所の定員は22名（男女各11名）です。また、2018（H30）年4月に児童養護施設森の木に一時保護専用施設「明日葉」（定員6名）が開設されました。
- ・一時保護所の一時保護延べ児童数は、2014（H26）年度から2018（H30）年度までの5年間で平均5,285人、平均在所日数は平均20.5日です。閉鎖的な環境下での一時保護の長期化を防ぐとともに、集中的なケアやアセスメントといった一時保護所のみが有する機能が必要時に発揮されるよう、一時保護所以外の一時的保護先の確保が課題となっています。

図表25 一時保護所の一時的保護の状況



- ・一時保護に当たっては、子どもの安全の確保だけでなく、子どもの権利の保障も必要です。また、一時保護は、子どもを一時的にその養育環境から離す行為であり、子どもにとっては、養育環境の変化により、精神的にも大きな不安が伴うものであることから、一時保護の開始にあたっては、一時保護の理由や目的などを、子どもの年齢等に応じ、わかりやすく説明するとともに、一時保護中の支援にあたっては、子どもが安全感・安心感を抱くことができる丁寧なケアが必要です。このことを具体化するため、2018（H30）年7月に厚生労働省が示した「一時保護ガイドライン」を踏まえ、一時保護所の在り方について見直しを行い、一時保護所の体制を強化することが必要です。

### □これからの基本方向

- (1) 子どもの状況・状態に応じた一時保護先の確保

(2) 一時保護マニュアルの整備

(3) 一時保護所の体制強化

## □主な取組

(1) 子どもの状況・状態に応じた一時保護先の確保

- ・現在の一時保護所の定員（22名）を維持した上で、必要なケアやアセスメントを終え、かつ安全安心が確実に確保される子どもについては、できるだけ早期に、開放的な環境となる一時保護委託に移行します。
- ・措置により入所している子どもとの混合処遇を避け、また安定的に一時保護を受け入れることができる児童養護施設等の一時保護専用施設の開設を促進します。
- ・乳幼児や一時保護後も地元の学校に登校を継続する学齢児にとって、里親は有効な一時保護先となり得るため、里親全体数を増やす取組を通じて、里親への一時保護委託の選択の幅が広がるよう取り組みます。

(2) 一時保護マニュアルの整備

- ・「一時保護ガイドライン」を踏まえ、基本的な項目はもとより、次の項目に留意し、2021（R3）年度までに一時保護マニュアルを作成します。

（検討項目）

- ・閉鎖的環境で保護を継続する場合の必要性の定期的検討及び決定について
- ・一時保護中の子どもの権利を保障するための児童福祉審議会等の第三者機関の活用について
- ・文化、慣習、宗教等が異なる子どもやLGBTの子ども等への特別な配慮について
- ・子どもの所持物の取扱いについて（子どもにとって心理的に大切な物の所内所持に対する配慮について、取扱要領の作成について）
- ・「子どもの権利ノート」の配布
- ・子どもに安全感・安心感を与えるためのケア（心理教育、権利教育等）について
- ・一時保護所内における観察会議（子どもの行動観察結果の確認等）の定期的な実施について
- ・重大事件触法少年に対するケアの専門家によるバックアップ体制について
- ・子どもの自傷他害行為や性的問題など特別な状況へのケアについて 等

(3) 一時保護所の体制強化

- ・一時保護マニュアルに基づき、生活面や教育面及び医療・心理面など総合的な支援の充実を図ります。
- ・子どもの学習の機会を確保するため、教員の配置を継続します。
- ・服薬等の医療的ケアや健康管理を必要とする子どもに対し、日常生活上の観察や体調把握、

緊急時の対応等を行うため、看護師の配置を継続します。

- ・一時保護所での子どもの行動や生活の様子を観察を通じ、家庭や施設での生活における子どもを巡る問題に関し子どもの行動面からの適切な評価を行い、一時保護後の有効な支援に繋ぐことができるように一時保護所のアセスメント機能の強化のため、専門研修やOJTの実施等により職員の資質向上を図ります。
- ・緊急一時保護の増加等、入所する子どもの人数に応じた体制の強化を検討します。

#### □目標指標

<b>指標名</b>	<b>児童養護施設等の一時保護専用施設数</b>
<b>基準値</b>	2019 (R 1) 年度 1 か所
<b>前期目標値</b>	2024 (R 6) 年度 3 か所
<b>後期目標値</b>	2029 (R11) 年度 5 か所

## 9 社会的養護自立支援の推進に関する取組

### □現状と課題

- ・代替養育のもとで育った子どもは、児童養護施設への入所措置や里親委託等が解除され自立するにあたり保護者等から支援を受けることができない場合が多く、その結果、様々な困難に直面することがあります。
- ・こうした子どもが円滑に社会に巣立つことができるよう、子どもが代替養育を受ける全期間を通じて、社会性の獲得と自立する力を身に付けることを念頭に置いて適切な支援を提供するとともに、自立した後も引き続き子どもの支えとなるような支援（社会的養護自立支援）の充実を図ることが必要です。
- ・代替養育を離れた後の地域での生活に対する継続的支援について考慮が必要です。特にパートナーとの家族の形成、本人又はパートナーの妊娠と出産時は生活が大きく変動し、新たな生活の形成と子どもの養育に対する支援が必要となるので、より集中的な支援及び母子保健、子育て支援等の制度へつなぐことや活用することが重要です。こうした地域生活における効果的で継続的支援策であるアフターケア事業等、社会資源の整備と配置が必要です。
- ・本県では、児童養護施設や里親等のもとから自立する子ども等の自立後のケア（アフターケア）等を行うため、2011（H23）年4月に「児童アフターケアセンターおおいた」を開設し、また、2013（H25）年度から児童養護施設に職業指導員を配置しています。
- ・児童養護施設への入所措置や里親委託等が解除された子どもや、在宅指導を経験した子ども等のうち、日常生活上の援助や生活指導、就業の支援を受ける必要が生じた子ども等は、20歳に達するまで入所することができる自立援助ホームにおいて社会的自立のための支援を受けています。
- ・20歳到達により児童養護施設への入所措置や里親委託等が解除になった者で、特に支援の必要性が高い等の理由により解除後も児童養護施設や里親の居宅等に居住する場合には、社会的養護自立支援事業により生活費の支給を行っています。
- ・代替養育経験者が社会に出てから抱える課題や、それに対する支援ニーズの実態について明らかにし、効果的な支援の実施に繋げるため、代替養育経験者の実態把握を行うことが必要です。

### □これからの基本方向

- （1）代替養育のもとでの自立生活能力を高める支援の充実
- （2）アフターケアのさらなる充実及び自立支援ガイドラインの作成の検討
- （3）自立援助ホームの活用
- （4）代替養育経験者の実態把握に基づく取組の充実

## □主な取組

### (1) 代替養育のもとでの自立生活能力を高める支援の充実

- ・全児童養護施設への職業指導員配置を促進します。
- ・自立後の日常生活で必要となる知識や技術を身につけるため、施設によるオーダーメイドのソーシャルスキルトレーニング（社会生活技能訓練）の実施を促進します。
- ・自立後に障がい福祉サービスが必要な子どもについては、自立後の支援が途切れることがないように、代替養育中から市町村障がい福祉担当課を通じて相談支援事業所との連携を図ります。

### (2) 「児童アフターケアセンターおおいた」による支援の充実及び自立支援ガイドラインの作成の検討

- ・「児童アフターケアセンターおおいた」に配置された支援コーディネーターによる、児童養護施設や里親等のもとから自立する者を対象とした、社会的自立に向けた計画（以下「継続支援計画」という。）の作成を進めます。
- ・継続支援計画に基づき、生活や就業に関する相談対応や生活費の支給等の支援を行います。
- ・「児童アフターケアセンターおおいた」と児童養護施設に配置された職業指導員や家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員が連携した支援体制の構築を進めます。
- ・子どもが育った施設や里親・ファミリーホームが自立後もつながりを持ち続けられるよう関係機関も支援します。また、自立後に気軽に集まり意見交換等ができる場づくりを検討します。
- ・ニートやひきこもり等、青少年の自立に関する諸問題に対応する「青少年自立支援センター」、若者の就労に関する相談に対応する「おおいた地域若者サポートステーション」との連携を強化します。
- ・自立支援は、代替養育を離れてから親になる準備期を経て、結婚、妊娠して子どもを出産する産前産後まで実施することが必要です。そのため、国において策定が検討されている「自治体で行う自立支援に関するガイドライン」を踏まえ、自立支援ガイドライン作成を検討します。

### (3) 自立援助ホームの活用

- ・女子専用の自立援助ホームについて、ニーズを分析し、必要に応じ、開設を検討します。  
※現在、県内の自立援助ホームは1か所。（定員6名、男子専用）
- ・大学等に就学中であって20歳到達後も継続入所の必要性が見込まれる場合には、就学者自立生活援助事業による生活指導等を実施します。

### (4) 代替養育経験者の実態把握

- ・社会的養護自立支援の取組を充実させていくため、代替養育経験者を対象に、アンケート

調査を実施し、代替養育経験者の実態把握を行います。

#### □目標指標

**指標名① 継続支援計画に基づく支援の実施率**

**前期目標値 2024 (R 6) 年度 100%**

**後期目標値 2029 (R11) 年度 100%**

**指標名② 継続支援計画対象者の施設等退所後の就労・就学率**

**前期目標値 2024 (R 6) 年度 半年後 90% / 1年後 85% / 3年後 75%**

**後期目標値 2029 (R11) 年度 半年後 95% / 1年後 90% / 3年後 80%**

## 10 児童相談所の強化等に関する事項

### □現状と課題

- ・児童相談所の児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどる一方、複雑・困難なケースも増加する中、2016（H28）年の児童福祉法改正では、児童相談所の体制強化・専門性の向上等を図るため、保健師などの専門職を配置するとともに、その資質の向上を図ることと規定されました。
- ・2018（H30）年3月に東京都目黒区で発生した5歳女児の虐待死亡事案を受け、「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」が開催され、同年7月に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（以下、「緊急総合対策」という。）が取りまとめられました。これを受け同年12月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（以下、「新プラン」という。）が策定され、児童相談所の体制と専門性強化等を、一層進めていくことが示されました。
- ・こうした中、2019（H31）年1月には千葉県野田市の小学4年生女児の虐待死亡事案が発生し、同年2月に「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」が、さらに同年3月に「児童虐待防止対策の抜本的強化について」が決定され、児童相談所の抜本的体制強化など対策の強化が示されました。
- ・大分県においては、これまでも児童相談所の体制整備に取り組んできましたが、増加する児童虐待相談に対応するとともに悲惨な児童虐待事案の発生を防ぐため、新プランに基づく一層の児童相談所の体制強化が求められています。
- ・2004（H16）年の児童福祉法の改正により中核市の児童相談所設置が可能となり、2019（R1）年に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」の附則では、政府が同法律の施行後5年間を目途として、児童相談所の整備状況等を勘案し、中核市が児童相談所を設置することができるよう、児童相談所の整備並びに職員の確保及び育成の支援その他必要な措置を講ずることとされ、現在、大分市において、児童相談所の設置について検討が行われています。

### □これからの基本方向

- （1）児童相談所の体制整備
- （2）人材育成、資質向上
- （3）児童相談所の業務の質の向上のための評価
- （4）大分市の児童相談所設置に対する支援

### □主な取組

- （1）児童相談所の体制整備
- ・新プランや児童虐待相談対応の状況を踏まえ、児童相談所の体制を整備していきます。
  - ・児童福祉司や児童心理司をはじめ、弁護士、医師、保健師など多職種の職員を配置します。



特に、警察官や教員の配置を継続し、警察や教育委員会との連携を確保します。

図表 2 6 2019 (R1) 年度の児童相談所の相談体制

職種	児童相談所	配置基準	配置状況
児童福祉司	中央	25 人	25 人
	中津	10 人	10 人
指導教育担当児童福祉司 (スーパーバイザー)	中央	4 人	4 人
	中津	2 人	2 人
児童心理司	中央	12 人	12 人
	中津	5 人	5 人
医師又は保健師	中央	1 人	医師：4 人(非常勤) 保健師：1 人
	中津	1 人	医師：2 人(非常勤) 保健師：10 人(兼務)
弁護士	中央	※	15 人(非常勤)
	中津	※	5 人(非常勤)

※ 弁護士の配置基準：「配置又はこれに準じる措置」

#### (2) 人材育成、資質向上

- ・児童福祉司スーパーバイザー養成研修（国が定める基準に適合する研修）の受講の機会等を確保します。
- ・児童福祉司や児童心理司に対し、スーパーバイザーによるOJTを実施します。
- ・新任児童福祉司研修、児童福祉司任用後研修、行政心理士新任職員研修、行政心理士キャリア別研修を実施します。

#### (3) 児童相談所の業務の質の評価

- ・国が策定するガイドラインに基づき、児童相談所の業務の質の向上を図るために自己評価及び第三者評価を適切に実施します。
- ・それらの評価結果を踏まえ、児童相談所の業務の質の向上を図ります。

#### (4) 大分市の児童相談所設置に対する支援

- ・大分市における児童相談所設置に向けた検討状況について、情報を共有し、必要な助言等を行います。
- ・県の児童相談所と大分市の間で行う人事交流や、大分市から職員派遣を受入れること等により、人材育成を支援します。

□目標指標

指標名① 児童福祉司の配置率

前期目標値 2024 (R 6) 年度 配置基準以上

後期目標値 2029 (R11) 年度 配置基準以上

指標名② 指導教育担当児童福祉司（スーパーバイザー）の配置率

前期目標値 2024 (R 6) 年度 配置基準以上

後期目標値 2029 (R11) 年度 配置基準以上

指標名③ 児童心理司の配置率

前期目標値 2024 (R 6) 年度 配置基準以上

後期目標値 2029 (R11) 年度 配置基準以上

## 大分県社会的養育推進計画策定委員名簿

(五十音順、敬称略)

- |   |        |                      |
|---|--------|----------------------|
| ◎ | 相澤 仁   | 大分大学福祉健康科学部 教授       |
|   | 阿南 雄二郎 | 大分県ファミリーホーム協議会 会長    |
|   | 安東 一夫  | 大分県母子生活支援施設協議会 会長    |
|   | 安藤 覚   | 大分県中央児童相談所 所長        |
|   | 河野 洋子  | 大分県中津児童相談所 所長        |
| ○ | 東保 みづ枝 | 佐藤病院 医師              |
|   | 橋本 舞佳  | 社会的養育経験者             |
|   | 引田 正信  | 大分県里親会 会長            |
|   | 藤丸 邦彦  | 大分県福祉保健部こども・家庭支援課 課長 |
|   | 前田 翔   | 社会的養育経験者             |
|   | 松永 忠   | 大分県児童養護施設協議会 会長      |
|   | 森脇 宏   | 森脇・田中法律事務所 弁護士       |
|   | 横川 幸一  | 大分市子どもすこやか部子育て支援課 課長 |

◎：委員長 ○：副委員長

(合計13名)

## 開催日程

### 【策定準備委員会】

第1回	平成30年10月16日
第2回	平成30年12月11日
第3回	平成31年 1月15日
第4回	平成31年 2月 7日
第5回	平成31年 3月15日

### 【策定委員会】

第1回	令和元年 5月16日
第2回	令和元年 8月 8日
第3回	令和元年10月28日
第4回	令和元年11月21日
第5回	令和2年 2月12日

福祉保健部こども・家庭支援課こども育成支援班

〒870-8501 大分市大手町3-1-1

TEL: 097-536-1111

(直通) : 097-506-2706